



訓令

鳥取縣訓令甲第四號

廳 中 一 般  
各 地 方 事 務 所

昭和十九年五月鳥取縣訓令甲第十五號鳥取縣地方事務所處務規程の一部を次のように改める。

昭和二十三年二月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第十條の次に左の補則を加える。

補 則

第十條ノ二 第一條ニ規定スル課ノ外ニ西伯地方事務所

ニ限リ別ニ涉外課ヲ置ク

涉外課ニ庶務係、管理係ノ二係ヲ置ク、其ノ分掌事項

左ノ如シ

昭和二十三年二月二十四日  
第千八百八十五號

火 曜 日

本署ノ大キサヘ國定規程A列5

庶務係

- 一、課内ノ企劃ニ關スル事項
- 一、課内ノ連絡調整ニ關スル事項
- 一、連合軍並ニ關係先トノ連絡ニ關スル事項
- 一、法令、指令、命令ノ調査並ニ周知徹底ニ關スル事項
- 一、翻譯及ビ通譯ニ關スル事項
- 管理係
- 一、連合軍兵舎並ニ家族住宅ノ維持管理ニ關スル事項
- 一、連合軍關係資材、物品ノ調辨ニ關スル事項
- 一、連合軍關係勞務ニ關スル事項
- 一、PDノ處理ニ關スル事項
- 一、連合軍關係物品ノ保管出納ニ關スル事項
- 一、適合軍施設ノ警備ニ關スル事項

附 則

この規程は公布の日からこれを施行する。

00837

告示

鳥取縣告示第七十二號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により西伯郡名和村長の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十三年二月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十三年二月二十四日より  
同 年二月二十九日まで

鳥取縣告示第七十三號

西伯地方事務所管内において縣稅檢査章並びに縣稅滯納者財産差押證票を次のように交付した。

昭和二十三年二月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

區分 番號 交付年月日 所屬廳名 職名 氏名  
縣稅檢査章 四〇 昭和廿三年 西伯地方 鳥取縣 福田猪三  
二月六日交付 事務吏員

同	四一	同	同	野口義雄
同	四二	同	同	平木忠徳
同	四一	同	同	福田猪三
同	四二	同	同	野口義雄
同	四三	同	同	平木忠徳

鳥取縣告示第七十四號

裝飾師法第一條第三項により次の者に對し裝飾師免許證を交付した。

昭和二十三年二月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番號 登録年月日 本籍 氏名  
第三二號 昭和二三、二 鳥取縣 徳永 勳

鳥取縣告示第七十五號

昭和二十三年一月鳥取縣告示第十六號(稻藁販賣價格の件)は昭和二十三年一月三十一日限りこれを廢止する。

昭和二十三年二月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

選舉告示

選舉管理委員會告示第二號

昭和二十三年二月十二日政令第三十五號(農地調整法施行令の一部を改正する政令)附則第四條第一項の規定により修正する。選舉人名簿の縦覽、異議の申立及び決定並びに訴願の提起及び裁決に關する期間を、次の通り定める。

昭和二十三年二月二十四日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

記

一、縦覽期間

昭和二十三年三月十日から三月二十四日まで十五日間

二、異議の申立期間

縦覽期間中

三、異議の申立に對する決定

異議の申立ありたる日から二十日以内

四、訴願の提起期間

異議の決定ありたる日から七日以内

五、訴願に對する裁決

訴願の提起ありたる日から六十日以内

選舉管理委員會告示第三號

昭和二十三年二月十二日政令第三十五號(農地調整法施行令の一部を改正する政令)附則第五條の規定により、昭和二十三年三月一日現在で調製する補充選舉人名簿の縦覽、確定、異議の申立及び決定並びに訴願の提起及び裁決に關する期日及び期間を次の通り定める。

昭和二十三年二月二十四日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

記

一、縦覽期間

昭和二十三年三月十日から三月二十四日まで十五日間

二、確定期日

昭和二十三年四月十五日

三、異議の申立期間

縦覽期間中

四、異議の申立に對する決定

00838

00838

00838

